

◎東京都公安委員会告示第 73 号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月21日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 講習の実施期間及び時間

令和7年5月20日（火曜日）から同月27日（火曜日）までの6日間（日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号で定める警備業務（人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。）

4 講習予定人員

120名

5 受講対象者

- (1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。)第 4 条に規定する 1 級の検定(2 号警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。)に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定(2 号警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの

(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者

ア 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。)第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定(2 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。)に合格した者

イ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定(2 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの

6 受講申出の要領

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。

なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受講申出の受付期間

令和 7 年 4 月 15 日（火曜日）及び同月 16 日（水曜日）の 2 日間

午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 受付専用電話

一般社団法人東京都警備業協会

03（3837）2160

(3) 受講対象者の確定方法

受講対象者のうち 100 名は、次に掲げる者を優先する。

ア 現に東京都内に居住する者

イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者

7 申込手続

(1) 受付期間

電話受付予約終了後から令和 7 年 5 月 1 日（木曜日）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目 1 番 12 号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通

イ 前記 5 の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各 1 通

(i) 前記 5 の(1)に該当する者は、2 号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書

面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び
履歴書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記５の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(イ) 前記５の(2)に該当する者は、１級検定に係る合格証明書の写し

(ロ) 前記５の(3)に該当する者は、２級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記５の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(ハ) 前記５の(4)のアに該当する者は、旧１級検定の合格証の写し

(ニ) 前記５の(4)のイに該当する者は、旧２級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記５の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

ウ 前 6 の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに
該当することを疎明する次の書面 各 1 通

(ア) 前 6 の(3)のアに該当する者は、住居地を疎明する
住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居
地が明らかとなる書面

(イ) 前 6 の(3)のイに該当する者は、現に属する営業
所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前 6 の(3)のア及びイに該当する者は、い
ずれかの疎明する書面を要しない。

8 受講料納入手続

(1) 受講料納入の受付期間

令和 7 年 5 月 12 日（月曜日）及び同月 13 日（火曜
日）の 2 日間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目 1 番 12 号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料

38,000 円

9 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (5818) 6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線 30312